各位

中小企業庁委託事業

平成 30 年度「 取 引 条 件 改 善 状 況 調 査 」 (受注側事業者向け)のお願いについて

1. 調査の趣旨

- (1) 本調査は、中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するため、必要なコストの価格転嫁、企業収益の中小企業への還元など、「振興基準」※に照らした下請取引(貴社が受注者となる事業者間取引(B to B取引))を中心に、中小企業・小規模事業者の取引条件改善に向けて、大企業や中堅企業など発注側事業者との取引における取組の状況や事業者間の取引実態を把握する目的で行うものです。
- (2)回答内容について個社名を特定して公表することはなく、回答内容をもって<u>行政指導や行政処分を行うことはありません</u>ので、積極的にご回答いただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。 なお、本調査は、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法という。)に基づいて実施する「親事業者との取引に関する調査」ではありません。
 - ※「振興基準」経済産業大臣告示:下請事業者と親事業者との間の拠るべき一般的な基準

2. 調査の対象

- (1) 貴社は、取引によっては発注者となる場合もあるかとは思いますが、<u>本調査の回答にあたっては、原</u>則として受注者の立場における**代表的な取引**についてご記入ください。
- (2) 貴社が受注者となる事業者間取引(いわゆる B to B取引)に関して、取引の実態、取引条件の改善状況等についてお答えください。
- (3)対象となる事業者間取引には、下請法の対象となる取引に限らず、建設工事の請負取引、継続的な納入・役務の提供等の売買取引等、貴社が優越的な地位の濫用を受け得る取引を幅広く含みます。

【記入上のお願い】

- 1. 本調査は、中小企業庁より委託を受けて、(株)帝国データバンクが実施しています。
- 2. 記入にあたっては、平成31年1月1日現在でお願いいたします。
- 3. 回答は本調査票にご記入の上、**平成31年1月31日(木)まで**に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願いいたします。また、メール・FAXでの回答も受け付けております。メールでの回答は、恐れ入りますが記入後の調査票をPDFデータ等に変換いただき、以下のメールアドレスへの送信をお願いいたします。

<問い合わせ先>

中小企業庁事務局「平成30年度取引条件改善状況調査」アンケート回収係

所在地:〒107-8680 東京都港区南青山2-5-20

電 話:0120-953-297 FAX:03-5775-3168

メール: h30torihiki@mail.tdb.co.jp

応対時間:平日(月~金)9時~12時、13時~17	Π,
---------------------------	----

貴社名		
部署名	役職名	
氏 名	電話	
メール アドレス	FAX	

1. 貴社の業種について

問1 貴社の主な業種について、該当する番号1つに〇をつけてください。 該当する業種がない場合は、「その他」をお選びください。

1. 建設業

2. 食料品製造業

5. 印刷業

3. 繊維産業 6. 石油・化学産業

7. 鉄鋼産業

8. 素形材産業

9. 建設機械産業

10. 産業機械産業

4. 紙・紙加工品産業

11. 工作機械産業

13. 電機・情報通信機器産業

14. 自動車産業

15. その他製造業

16. 放送・コンテンツ産業

17. アニメーション制作業 18. 情報サービス産業

19. トラック運送業・倉庫業

20. 広告産業

21. 技術サービス産業

12. 半導体・半導体製造装置産業

22. 警備業

23. その他サービス業

24. 卸売業

25. 小売業

26. その他

2. 貴社の取引状況について

問2-1 貴社が常時取引している事業者の数をお答えください。

問2-2 貴社の取引階層に最も近いものをお答えください。該当する番号1つに〇をつけてください。

1. 一次下請

2. 二次下請

3. 三次下請以降

4. わからない

5. その他

問2-3 貴社が最も多く取引している事業者への依存度についてお答えください。

該当する番号1つにOをつけてください。<当該事業者との下請取引額 ÷ 総売上高>

1.10%以下

2.10%超~30%

3.30%超~50%

4,50%超

問2-4 貴社が最も多く取引している事業者との、継続的に行っている取引年数についてお答えください。 該当する番号1つにOをつけてください。

1. 1年未満

2. 1年以上5年未満

2. 週1,2回

3.5年以上10年未満 4.10年以上

3. 発注方法について

問3-1 貴社と取引のある発注側事業者のうち、最も多く取引している事業者との取引についてお尋ねします。 発注側事業者への納品や役務(労務やサービス)の提供頻度についてお答えください。該当する番号1つ に〇をつけてください。

1. 月1,2回

3. 毎日

4. 一日に複数回

5. 不定期

6. その他(具体的に:

問3-2 発注側事業者からの発注に際し、次回以降の発注計画や発注数量・内容等について事前に情報の提供を 受けていますか。該当する番号1つに〇を付けてください。

1. 受けている

2. 受けていない

4. 対価の決定方法について

問4-1 貴社における売上動向やコスト動向について、お答えください。

① 売上高	1. 増加	2. 横ばい	3. 減少
② 経常利益	1. 増加	2. 横ばい	3. 減少
③ 利益剰余金	1. 増加	2. 横ばい	3. 減少
④ 売上単価	1. 上昇	2. 不変	3. 低下
⑤ 原材料・仕入価格	1. 上昇	2. 不変	3. 低下
⑥ エネルギーコスト (電気料金、燃料費等)	1. 上昇	2. 不変	3. 低下
⑦ 人件費	1. 上昇	2. 不変	3. 減少

問4-2 前年度(平成28年度)と比較して平成29年度の経常利益、利益剰余金の両方またはいずれかが増加してい る場合にお答えください。経常利益や利益剰余金の増加による資金を、これまでに、どのような分野に投 じてきましたか。貴社の実績において、最も該当する番号3つ以内に〇をつけてください。(複数回答可)

- 1. 国内の設備・施設等への投資の増加
- 2. 海外への投資の増加【(海外関係の) 株式及び出資金、長期貸付金の増加等】
- 3. 研究開発投資の増加(設備・施設等を含む)
- 4. 従業員の賃金の引き上げ(ベースアップ、賞与・一時金等)【(人件費÷人員数)の増加】
- 5. 新規雇用の拡大【人員数の増加】
- 6. 取引先の取引条件改善(取引価格の引き上げ、取引先の支援・協力)【売上原価のうち外部調達費用】
- 7. 有利子負債の削減
- 8. 現預金の増加

9.	その他	(具体的に	:
----	-----	-------	---

問4-3 発注側事業者との取引において、取引価格や単価はどのように決められていますか。 該当する番号1つに〇をつけてください。

1.	発注	則事業者	か指値

2. 見積合わせ(価格のみ)で決定

3. 発注側事業者と協議を重ねて決める

(労務費、原材料価格、エネルギーコストなどの上昇の取引価格への転嫁について)

問4-4 直近1年以内の間で、労務費の上昇分を取引価格に転嫁するよう発注側事業者に要請した場合、協議に応 じてもらえましたか。該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 発注側事業者に要請し、協議に応じてもらえた
- 2. 発注側事業者に要請したが、協議に応じてもらえなかった → 問4-5へ進む
- 3. 発注側事業者に要請することができなかった → 問4-5へ進む

問4-4-1 問4-4で「1. 発注側事業者に要請し、協議に応じてもらえた」と回答された方にお尋ねします。 協議に応じてもらえた結果、労務費の上昇分を取引価格に転嫁できましたか。 該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 概ね転嫁できた
- 2. 一部転嫁できた
- 3. 転嫁できなかった

問4-5	平成30年度(上期)に適用した単価・料金の決定・改定において、次の①~③の項目について、その変動
	分を製品等の価格・サービスの料金へ転嫁できましたか。各項目で該当する箇所1つに☑をつけてくださ
	LY _o

	1. 概ね転嫁できた	2. 一部転嫁できた	3. 転嫁できなかった	4. 転嫁の必要がない
① 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動				
② 原材料・仕入価格の変動				
③ エネルギーコスト(電気料金・燃料費)の変動				

問4-5-1 <u>問4-5の「① 最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動」で「3. 転嫁できなかった」と回答された方にお尋ねします。</u>

転嫁できなかった理由をお答えください。該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 発注側事業者と協議をしたが、転嫁が認められなかった → 問4-5-2へ進む
- 2. 発注側事業者に協議を申し入れたが、協議に応じてもらえなかった → 問4-5-2へ進む
- 3. 発注側事業者に協議を申し入れることができなかった
- 4. その他(具体的に

問4-5-1-1 <u>問4-5-1「3. 発注側事業者に協議を申し入れることができなかった」と回答された方にお尋ねします。</u>協議を申し入れることができない理由があれば、ご自由に記載してください。

(例:自社内で完結すべき事項と認識しているため、	協議に応じてもらえると考えにくいため	など)

問4-5-2 <u>問4-5の「② 原材料・仕入価格の変動」で「3. 転嫁できなかった」と回答された方にお尋ねします。</u> 転嫁できなかった理由をお答えください。該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 発注側事業者と協議をしたが、転嫁が認められなかった
- 2. 発注側事業者に協議を申し入れたが、協議に応じてもらえなかった
- 3. 発注側事業者に協議を申し入れることができなかった
- 4. その他(具体的に

問 4-5-3 <u>問 4-5 の「③エネルギーコスト(電気料金・燃料費)の変動」で「3. 転嫁できなかった」と回答された方にお尋ねします。</u>

転嫁できなかった理由をお答えください。該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 発注側事業者と協議をしたが、転嫁が認められなかった
- 2. 発注側事業者に協議を申し入れたが、協議に応じてもらえなかった
- 3. 発注側事業者に協議を申し入れることができなかった
- 4. その他(具体的に

(合理的な説明のない原価低減要請※について)

- ※ 振興基準に記載された望ましくない事例
- 具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと
- 原価低減目標の数値のみを提示しての原価低減要請、見積もり・提案要請をすること
- 〇 原価低減要請に応じることを発注継続の前提として示唆して原価低減要請をすること
- 文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、 受注側事業者から見積書の提出を求めること

問4-6 発注側事業者から、「毎年一律〇%の低減」といった、合理的な説明のない一方的な原価低減を要請されましたか。該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 要請されたことがある (現在も要請されている)
- 2. 過去に要請されたことがある(現在は要請されていない)
- 3. 要請されたことはない → 問4-7へ進む

問4-6-1 <u>問4-6で「1.要請されたことがある」「2.過去に要請されたことがある」と回答された方</u>にお尋ねします。

発注側事業者からの合理的な説明のない原価低減要請はどのような方法で行われましたか。 該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)

- 1. 原価低減の要請に応じることを発注継続の前提と示唆して原価低減を要請された
- 2. 文書や記録を残さずに口頭で削減幅などを示唆したうえで、見積もりや提案を要請された
- 3. 経済環境の変化を理由に協力依頼と称して原価低減を要請された
- 4. その他(具体的に:

問4-6-2 問4-6で「2.過去に要請されたことがある」と回答された方にお尋ねします。

発注側事業者からの合理的な説明のない原価低減要請について改善されましたか。また、改善された時期はいつですか。該当する番号1つにOをつけてください。

- 1. 平成28年以前に改善された
- 2. 平成29年内に改善された

- 3. 平成30年内に改善された
- 4. 改善されなかった → 問4-7へ進む

問4-6-3 <u>問4-6-2で「1. 平成28年以前に改善された」、「2. 平成29年内に改善された」、「3. 平成30年内に改善された」、「3. 平成30年内に改善された」と回答された方にお尋ねします。</u>

発注側事業者からの原価低減要請はどのように改善されましたか。

該当する番号全てにOをつけてください。(複数回答可)

- 1. 具体的な根拠を明確にしない原価低減要請が改善した(見送られた)
- 2. 口頭での要請が書面による要請に変わった
- 3. 取引総額の○%の低減といった要請から、品目・取引毎に根拠を示される要請に変わった
- 4. その他改善されたこと(具体的に:

(コスト削減で得られた削減効果の配分について)

問4-7	発注側事業	美者との取引に関して、	工程や設計、	材料の見直しなど、	自社努力によりコストダウンに成功
	した場合、	成果はどのように配え	合れますか。	該当する番号1つに	二〇をつけてください。

1	. 全て貴社に環元	さわ	Z
1		~ 4 1	/~)

- 2. 原則半々で還元される
- 3. コスト削減への寄与度に応じて、貴社の努力によるコスト削減効果分が還元される
- 4. 全て取引先に還元される
- 5. その他(具体的に:

5. 代金の支払方法について

問5-1 代金の支払期日は物品等の納入やサービスの提供後、最長でどれくらいですか。 該当する番号1つにOをつけてください。

1.1ヶ月以内

2.2ヶ月以内

3.2ヶ月超

問5-2 支払期日について、発注側事業者との間でどのように決定していますか。 該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 発注側事業者が一方的に決定 2. 発注側事業者と協議して決定 3. 貴社が決定
- 問5-3 現金・手形等*の支払手段について、発注側事業者との間でどのように決定していますか。 該当する番号1つにOをつけてください。
 - ※ 問5-3から問5-7における「手形等」には、ファクタリングや債権譲渡担保などの一括決済方式を含みます。
 - 1. 現金・手形等の支払手段は、発注側事業者が一方的に決定
 - 2. 現金・手形等の支払手段は、発注側事業者と協議して決定
 - 3. 現金・手形等の支払手段は、貴社が決定

問5-4 代金を手形等で受け取っている割合(金額ベース)はどれくらいですか。 該当する番号1つに〇をつけてください。

1. すべて現金 → 問5-7へ進む

2. 10%未満

3.10~30%未満

4.30~50%未満

5.50%以上

6. すべて手形

問5-4-1 代金を手形等で受け取っている場合、手形等の支払サイトはどれくらいですか。 該当する番号1つにOをつけてください。

1.30日以内

2.60日以内

3.90日以内

4. 120日以内

5.120日超

問5-5 発注側事業者から、手形等サイトの短縮に向けて、具体的な提案があり、手形等の支払サイトは短縮され ましたか。また、短縮された時期はいつですか。該当する番号1つに〇をつけてください。

1. 平成28年以前に支払サイトが短縮された

2. 平成29年内に支払サイトが短縮された

3. 平成30年内に支払サイトが短縮された

4. 短縮されていない

問5-6 代金を手形等で受け取っている場合、割引料相当額を貴社で負担することがないように、 取引価格に反映するなど勘案されていますか。該当する番号1つに〇をつけてください。

1. 概ね勘案されている

2. 一部勘案されている

3. 勘案されていない

問5-7 発注側事業者からの代金の支払条件が、手形等の支払いから現金払いに改善されましたか。 また、改善された時期はいつですか。該当する番号1つに〇をつけてください。

1. 平成28年以前に現金払いに改善された 2. 平成29年内に現金払いに改善された

3. 平成30年内に現金払いに改善された 4. 改善されていない 5. 当初からすべて現金払い

6. その他取引上の問題について

(継続的な取引における一方的な取引停止について)

問6-1 貴社では発注側事業者との間に契約書(取引に関する基本的な事項を定めた契約書)を締結していますか。 該当する番号1つにOをつけてください。

1. 締結している

2. 締結していない → 問6-2へ進む

問6-1-1 問6-1で「1. 締結している」と回答された方にお尋ねします。 その契約書の中には「取引停止の予告」についての規定はありますか。

該当する番号1つにOをつけてください。

1. ある(予告の時期が規定されている場合は ヶ月前)

2. ない

問6-2 貴社は過去2年間において、発注側事業者から「取引の停止」を受けたことがありますか。 該当する番号1つに〇をつけてください。

1. 受けたことがある

2. 受けたことがない → 問6-3へ進む

問6-2-1 問6-2で「1. 受けたことがある」と回答された方にお尋ねします。

発注側事業者からの「取引の停止」を受けた際、発注側事業者からはじめて通知があってから実際に 発注が停止されるまでの期間はどれくらいでしたか。該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 通知はなく、ある時から発注が突然途絶えた 2. 通知があり、その後は発注を受けていない
- 3.3ヶ月以内
- 4.3ヶ月超~6ヶ月以内
- 5.6ヶ月超~1年以内

6.1年超

(外国企業との取引について)

問6-3 外国企業*との取引はありますか。該当する番号1つに〇をつけてください。

※日本法人の有無に関わらず、また、日本法人が窓口となる契約や日本法人を通さない契約など、広く外 国企業との取引についてお答えください。

1. ある

2. ない → 問6-6へ進む

[問6-4から問6-5については、問6-3で「1. ある」と回答された方にお尋ねします。]

	(例:信用・補償機能により単独では取引できない相手と取引ができる など)
問6-4-1 <u>問6-4で「1.ある」と回答された方にお尋ねします。</u> 具体的にどのような問題がありますか。該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)	
1. 短納期発注 2. 不合理な価格低減要請 3. 発注内容や取引条件の一方的な変更 4. 不合理な契約内容 5. その他(具体的に:)	問6-10 他の事業者(商社など)を介在した取引に変更した結果、貴社における販売価格は上昇しましたか。 該当する番号1つに〇をつけてください。
問6-5 外国企業と取引をするにあたって、どのような知識が貴社に必要(あるいは欠如している)と思いますか。	1. 上昇した 2. かわらない 3. 下がった
(商社などが介在する取引について)	問6-11 介在した事業者と資本関係はありますか。該当する番号1つにOをつけてください。 1. 介在した事業者と従来の取引先との間に資本関係がある 2. 貴社との間に資本関係がある 3. いずれも資本関係はない
問6-6 本来の流通経路に何らかの目的で他の事業者(商社など)が介在する取引を行っていますか。 あるいは、既存の流通経路に取引先の事情により他の事業者が新たに介在する取引に変更させられたこと がありますか。該当する番号1つに○をつけてください。 1. ある 2. ない → 問6-12へ進む	問6-12 上記のような他の事業者(商社など)が介在する取引について、何かご意見があればご自由に記載してください。
[問6-7から問6-11については、問6-6で「1. ある」と回答された方にお尋ねします。] 問6-7 その理由について、どのような説明がありましたか。 該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可) 1. 調達に係る事務の合理化のため 2. 物流機能の効率化のため 3. 説明はない 4. その他(具体的に:	7. 人手不足への対応について (人手不足への対応について) 問7-1 現在の人員の過不足状況についてお尋ねします。該当する番号1つにOをつけてください。
問6-8 他の事業者(商社など)が介在しない場合の取引と比べて、取引上の問題はありますか。 該当する番号1つに○をつけてください。 1. ある 2. ない → 問6-9へ進む	 1. 過剰 → 問7-2へ進む 2. 適正 → 問7-2へ進む 3. 不足 問7-1-1 <u>問7-1で「3. 不足」と回答された方にお尋ねします。</u> どういった職種の方が不足していますか。該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可) 1. 企画職 2. 事務職
問6-8-1 <u>問6-8で「1.ある」と回答された方にお尋ねします。</u> 具体的にどのような取引上の問題がありますか。ご自由に記載してください。	1. 正画報 2. 事務報 3. 営業職 4. 現場職(工場や店舗) 5. その他(具体的に:)
(例:原価低減要請が激しくなった など)	問7-1-2 <u>問7-1で「3.不足」と回答された方にお尋ねします。</u> 人手不足により、取引においてどのような影響がありますか。 該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)
問6-9 他の事業者(商社など)が介在しない場合の取引と比べて、取引上のメリットはありますか。	1. 売上機会の逸失(受注の抑制や営業時間の短縮など) 2. 納期遅れなどのトラブル 3. 外注の増加などによる利益の圧迫 4. 残業時間の増大

2. ない → 問6-10へ進む

該当する番号1つにOをつけてください。

1. ある

問6-4 外国企業からの無理な発注や一方的な価格低減要請など、取引上の問題はありますか。

2. ない → 問6-5**へ進む**

該当する番号1つにOをつけてください。

1. ある

6. 特に影響なし

5. 品質・サービスの低下

8. その他(具体的に:

わからない

問6-9-1 <u>問6-9で「1. ある」と回答された方にお尋ねします。</u>

具体的にどのような取引上のメリットがありますか。ご自由に記載してください。

(時間外労働の上限規制について)

問7-2	貴社の週休形態についてお尋ねし	ます。該当す	る番号1つに〇をつ	けてください。
------	-----------------	--------	-----------	---------

1. 週休1日制

- 2. 週休1.5日制
- 3. 隔週週休2日制
- 4. 週休2日制

5. その他(具体的に:

問7-3 貴社では、いわゆる36協定を労使で合意して締結していますか。 該当する番号1つにOをつけてください。

- 1. 締結している
- 2. 締結していない
- 問7-4 繁忙期において、貴社全体の1ヶ月あたりの平均残業時間は、概ね何時間ですか。 該当する番号1つにOをつけてください。
 - 1. 45時間以下
- 2. 45時間超80時間以下
- 3.80時間超100時間以下

- 4. 100時間超
- 5. わからない
- 問7-5 1年間を通じて、1ヶ月あたりの残業時間が100時間を超える従業員はいますか。 該当する番号1つにOをつけてください。
 - 1. 月100時間を超えて残業する従業員がいる
- 2. 月100時間を超えて残業する従業員はいない
- 問7-6 新たに時間外労働の上限規制が導入されることについて、ご存知ですか。

該当する番号1つにOをつけてください。

- ※働き方改革推進法(労働基準法等)の施行に伴い、2019年4月1日から時間外労働の上限が 月45時間・年360時間に制限されます。なお中小企業に対しては2020年4月1日から適用されます。
- 1. 知っている
- 2. 知らない
- 問7-7 時間外労働の上限規制が導入されるにあたり、取引にどのような影響がありますか。 該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)
 - 1. 売上機会の逸失(受注の抑制や営業時間の短縮など) 2. 納期遅れなどのトラブル

3. 外注の増加などによる利益の圧迫

4. 人員増に伴うコスト増による利益の圧迫

5. 品質・サービスの低下

6. 特に影響なし

- 7. わからない
- 8. その他(具体的に:

- 問7-8 時間外労働の上限規制が導入されるにあたり、何らかの対応を行おうと思いますか。 該当する番号1つにOをつけてください。
 - 1. 対応すると思う

- 2. 対応は困難 → 問 7-8-2 へ進む
- 3. 対応しようとは思わない → **問7-9へ進む**
- 4. 分からない → 問7-9へ進む
- 5. 対応の必要なし → 問7-9へ進む

問7-8-1 問7-8で「1. 対応すると思う」と回答された方にお尋ねします。

どのように対応しようと考えますか。該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)

- 1. 受注量を減らす・営業時間を短縮する
- 2. 外注量を増やす
- 3. 採用人数を増やして対応する(パートタイム等含む)
- 4. 設備投資やIT投資で効率化する
- 5. 業務改善やマニュアル整備等で効率化する
- 6. 従業員が複数業務を兼務して対応する
- 7. 同業他社と連携して対応する

8. その他(具体的に:

- 問 7-8-2 問 7-8 で「2.対応は困難」と回答された方にお尋ねします。

困難な理由をお答えください。該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)

- 1. 人手不足である上に採用も困難
- 2. 取引先からの短納期発注や急な対応の発生が多い

3. 仕事の繁閑の差が大きい

4. 商慣習・業界の構造的な問題

5. 利益が確保できない

6. 社内風土や文化の改善が困難

7. その他(具体的に:

(新たな外国人材の受入れに関する制度について)

問7-9 新たな外国人材の受入れに関する制度についてご存知ですか。該当する番号1つに〇をつけてください。

1. 知っている

2. 知らない

問7-10 新たな制度が創設された場合、貴社はこの制度を利用し外国人材を受け入れようと思いますか。 該当する番号1つにOをつけてください。

- 1. 受け入れたい
- 2. 受け入れる予定はない → 問7-11へ進む
- 3. 受け入れる必要はない → 問7-11へ進む
- 4. 対象業種ではない → 問7-11へ進む
- 問 7-10-1 問 7-10 で「1. 受け入れたい」と回答された方にお尋ねします。

外国人材を受け入れようと考える目的・理由についてお答えください。

該当する番号全てにOをつけてください。(複数回答可)

- 1. 人材不足のため
- 2. 一定の専門性・技能水準を保有した人材を獲得するため
- 3. 外国人技能実習生や若手人材などを育成・指導できる人材を獲得するため
- 4. グローバル化(海外進出・外国企業との取引等)に対応する人材を獲得するため
- 5. 社内におけるダイバーシティを促進するため
- 6. その他(具体的に:

問7-11 貴社はこれまで技能実習制度により外国人材を受け入れたことがありますか。 該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 現在、受け入れている
- 2. 過去に受け入れたことがある 3. 受け入れたことがない

問7-12 貴社の従業員として、今後外国人材の採用を増やしていこうと思いますか。今後の計画・予定をお答え ください。該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 増加させていく予定
- 2. 現状維持の予定
- 3. 減少させていく予定

4. これまでも、これからも受け入れる予定はない

5. わからない

8. 働き方改革への取組について

(働き方改革における取引上の課題について)

- 問8-1 直近1年間で発注側事業者から短納期発注や急な対応を求められることによって、残業せざるを得ないと いった状況が発生しましたか。該当する番号1つに〇をつけてください。
 - 1. 発生した
- 2. 発生していない
- 問8-2 発注側事業者が自らの長時間労働是正などの働き方改革を行った結果、貴社にすでに影響が出ていますか。 該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)
 - 1. 特に影響は出ていない → 問8-3 へ進む
- 2. 急な対応の依頼が増加した
- 3. 短納期での発注が増加した

- 4. 検収の遅れが発生した
- 5. 支払決済処理のズレにより入金が遅れた
- 6. 従業員派遣を要請された
- 7. 受注業務が拡大した・営業時間の延長
- 8. その他(具体的に:

- 問8-2-1 問8-2で「2.~8.(影響が出ている)」を選択された方にお尋ねします。発注側事業者の働き方改革に より貴社に影響が生じ、それに伴い発生した負担(コスト)は、発注側事業者が負担していますか。 該当する番号1つにOをつけてください。
 - 1. 発注側事業者が負担している
- 2. 発注側事業者は負担していない
- 問8-3 今後、発注側事業者が自らの長時間労働是正などの働き方改革を行うことにより、貴社に何らかの影響 が及ぶ懸念はありますか。該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)
 - 1. 特に懸念はない

2. 急な対応の依頼が増加

3. 短納期での発注の増加

- 4. 検収の遅れ
- 5. 支払決済処理のズレによる入金の遅れ
- 6. 従業員派遣の要請
- 7. 受注業務の拡大・営業時間の延長
- 8. まだわからない

9. その他(具体的に:

- 問8-4 長時間労働に繋がる業界特有の課題がありますか。該当する番号1つに〇をつけてください。
 - 1. ある
- 2. ない → 問8-5へ進む
- 問8-4-1 問8-4で「1. ある」と回答された方にお尋ねします。

その業界特有の具体的な課題は何ですか。該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)

1. 繁忙期対応(年度末集中など)

2. 短納期(短いリードタイム)

3. 多頻度納入

- 4.24時間対応が求められる業務
- 5. 待機時間(荷降ろしの待ち時間など)
- 6. 業界全体が長時間労働の体質

- 7. 頻繁な仕様変更
- 8. 勤務状態の管理が難しい(顧客先への従業員派遣が前提となる職種)
- 9. その他(具体的に:
- 問8-5 その他業界特有の商慣行などがあれば、ご自由に記載してください。

(例:過剰な品質基準により返品が多い など)

- 12 -

問8-6 貴社が働き方改革を進めていくうえで、障害となるものは何ですか。

以下の「1~16」のうち、最も該当する番号3つ以内に〇をつけてください。(複数回答可)

(('発注相	事業者	の影響	におぼ	する	± , m	》
//	ᅲᄺ	甲未石	ひノ泉ン台	그는	ເຯ "໙	∇	//

1. 発注側事業者の休日が異なる

- 2. 発注側事業者の発注が短納期である
- 3. 発注側事業者への納入頻度が多すぎる
- 4. 発注側事業者の発注変更が頻繁である
- 5. 受注量の波が激しく、生産の平準化ができない
- 6. 発注側事業者からの原材料、半製品、部品、資材等の支給が遅れる
- 7. 発注側事業者の業務効率化(納品の時間指定等)

《経営上の要因に起因するもの》

- 8. 取引価格が低すぎて労働時間の短縮によるコストアップに対応できない
- 9. 自社の経営が納入数量に応じ出来高制のため、受注量が減少すると経営が悪化する
- 10. 同業他社との競争が激しく、労働時間の短縮により仕事の機会が失われる

《その他》

- 11. 労働時間短縮のための合理化投資を行いたいが、資金面で困難 12. 人手が足りない
- 13. 生産・経営面の合理化のノウハウがない
- 14. 海外からの短納期発注

- 15. その他(具体的に:
- 16. 障害はない
- 問8-7 働き方改革や時間外労働の上限規制について、貴社の悩み、課題や、国への要望、推進してほしい施策等 がありましたら、ぜひ記載してください。

Q	発注側事業者との協力関係	について
9.	光注側事未有というがは	コー フしょし

問9-1 貴社では、生産性の向上に向けて発注側事業者と連携した取組を行っていますか。 該当する番号1つに〇をつけてください。

- 1. 取組んでいる
- 2. 取組んでいない → 問9-2へ進む
- 問9-1-1 問9-1で「1.取組んでいる」と回答された方にお尋ねします。

生産性向上のためにどのような取組を行っていますか。

該当する番号全てにOをつけてください。(複数回答可)

- 1. 取引先との面談、事業所・工場への訪問など、協同で行う改善・改良の取組や技術指導
- 2. 生産性向上に関する研究会の開催
- 3. 取引先と連携した人材の派遣
- 4. 取引先からの事業承継支援
- 5. その他(具体的に:

問9-	-2 サプライチェーン全体の取引適正化、付加価値向上に向けて、発注側事業者と受注側事業者が一体となっ て取り組んでいる好事例の取組があればぜひ記載してください。
	(例:共同配送の導入により物流の効率化を図った など)
10	. 下請ガイドライン・自主行動計画などの認知、活用状況等について
(7	下請ガイドラインとは)
*	「下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)」は、下請事業者と親事業者との間で、 適正な下請取引が行われるよう、国が策定したものです。
*	望ましい取引事例 (ベストプラクティス) や、下請法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的 に記載されています。

(自主行動計画とは)

※ 幅広い下請構造をもつ業界の業界団体等において、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向 上」に向けた自主行動計画が策定されました。

(策定12業種) 自動車、素形材、電機・情報通信機器、建設機械、繊維、情報サービス・ソフトウェア、トラ ック運送、建設、機械製造、流通、警備、放送コンテンツ

(策定18業種)素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、

広告、建設、建材・住宅設備、トラック運送、放送コンテンツ、金属、化学、紙・加工品、印

問10-1 下請ガイドライン、自主行動計画をご存知ですか。該当する番号1つにOをつけてください。

刷、アニメーション制作、豆腐・油揚製造、牛乳・乳製品製造

- 1. 下請ガイドライン、自主行動計画ともに知っている
- 2. 下請ガイドラインのみ知っている
- 3. 自主行動計画のみ知っている
- 4. 下請ガイドライン、自主行動計画ともに知らない → **問10-2へ進む**
- 5. 自社が所属する業界では策定されていない → 問10-2へ進む
- 問10-1-1 問10-1で「1.下請ガイドライン、自主行動計画ともに知っている」、「2.下請ガイドラインのみ知っ ている」または「3. 自主行動計画のみ知っている」と回答された方にお尋ねします。

下請ガイドラインや自主行動計画を活用していますか。

該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)

- 1. 必要に応じて下請ガイドラインや自主行動計画を引用(参照)し、取引先との商談や取引関係の 見直しを実施
- 3. 下請ガイドラインや自主行動計画を活用して、教育研修を実施
- 4. その他(具体的に:

5. 活用していない

2. 下請ガイドラインや自主行動計画を参考に、業界内で改善に向けた取組を実施

1.	発注側事業者に知られると困るため

2. 取引環境に問題はあるが話しづらい

2. 問題はあるが、許容範囲であるため

2. 発注側事業者から具体的な取引条件の改善があった

) → 問10-2へ進む

) → 問11-1へ進む

3. その他(具体的に:

4. 特にない → 問11-1へ進む

問10-3-1	問10-3で「	2.	取引環境に	問題はあ	るが話し	づらい」	と回答さ	れた方	にお尋ねし	<u>」ます</u>
	その理由をお	お答え	とください。	該当する	番号全て	に〇をつ	けてくた	ごさい。	(複数回答	可)

問10-1-2 問10-1-1で「5. 活用していない」と回答された方にお尋ねします。

該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)

5. 従来の取引方法、取引内容で、何ら問題が生じていないから

該当する番号全てにOをつけてください。(複数回答可)

2. 貴社の社内において、必要な部署に周知した → 問10-2へ進む

問10-2 下請Gメン*をご存知ですか。該当する番号1つにOをつけてください。

いる全国の中小企業のみなさまからお話を伺っています。

1. 取引環境に問題があるため聞いてほしい → 問11-1へ進む

自主行動計画についての説明や取引条件の改善を行った → 問10-2へ進む

問10-1-4 問10-1-3で「1. 発注側事業者からアクションがあった」と回答された方にお尋ねします。

2. 知らない

問10-3 下請Gメンに聞いてほしい取引上の問題はありますか。該当する番号1つにOをつけてください。

※ 取引適正化に向けた改善状況や課題を把握するため、秘密保持を徹底した上で、下請取引などを行って

2. 親事業者の意識が薄く、姿勢が後ろ向きだから

きないから

7. その他 (具体的に:

5. その他(具体的に:

3. その他(具体的に:

1. 知っている

1. 発注側事業者からアクションがあった

4. 何も動きはない → 問10-2へ進む

1. 発注側事業者から説明があった

3. 貴社が発注側事業者となる事業者に対して、

b

下請ガイドラインや自主行動計画を活用していない理由は何ですか。

1. 親事業者やその業界に下請ガイドラインや自主行動計画が周知されていないから

3. 下請ガイドラインや自主行動計画に基づいて改善交渉すれば、取引条件を悪化させる懸念があるから 4. 抜け駆けする事業者がいるため、自社単独で下請ガイドラインや自主行動計画に即した改善交渉がで

6. 下請ガイドラインや自主行動計画の内容では、どのように改善交渉に活用すればいいか分からないか

問10-1-3 問10-1で「1. 下請ガイドライン、自主行動計画ともに知っている」または「3. 自主行動計画のみ知

っている」と回答された方にお尋ねします。自主行動計画を踏まえて何らかの動きがありましたか。

どのようなアクションがありましたか。該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)

3. その他(具体的に:

- 14 -

- 15 -

11. 相談窓口について

問11-1	貴社では取引に関する相談をどこにしていますか。 該当する番号全てに〇をつけてください。(複数回答可)						
	1. 社内に設置された框	間談窓口や相談担当者	2. 税理士、弁護士等の専門家				
	3. 業界団体	4. 国や地方公共団体	5. 商工会や商工会議所				
	6. 下請かけこみ寺	7. その他(具体的に:)				
問11-2 —		委員会では、下請法違反に関す ですか。該当する番号1つにC					
	1. 知っている	2.	知らない				
	この下請かけこみ寺を	青かけこみ寺」*を設置している ご存知ですか。該当する番号1 国48か所に設置され、企業間取					
	1. 知っている	2. 知らない	\				
問11-4	思いますか。該当する	番号全てに〇をつけてください					
	1. 相談員への相談を利		2. 無料弁護士への相談を利用しようと思う				
			う 4. 下請かけこみ寺には相談しないと思う 、				
	5. その他(具体的に:)				
12. ⁻²	その他						
問12-1			てほしい施策等がありましたら、				

~アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。~